

## 離婚後の子の養育の在り方について

### 「離婚後の子育て」「養育費」

一般財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会

子どもの健やかな成長を確保する責任は、両親が生活を異にしたとしても双方で継続して維持すべきものであり、特に養育費の支払いにより、親の責任を果たす必要がある。

- ・離婚に至る原因の多くはお互いの事情がかみ合わず、離婚前後の両親の関係は良好ではない。

↓

- ・子の監護の仕方等、子に対する環境を整理するには、父母それぞれの感情が先に立ち冷静な話し合いは難しい状態。DVなどにより、そもそも正常な協議ができない状況も多い。

#### 【離婚後の子育て】

対立により離婚する場合、両親の不和が子どもに与える影響が大きい。離婚後も両親が互いに関わることで同様の対立が生じるようであれば、子どもの育成に悪影響が及ぶことが懸念される。

- ・離婚後の父母双方が子の養育に関わるとすると、当事者（親）からみた相手方への不安要素は、離婚に至った要因がそのまま反映される。
  - ① 配偶者や子に対するすべてのDV
  - ② ネグレクト
  - ③ ギャンブルやアルコール依存症
  - ④ 借金、生活費の不足等経済的事情 など
- ・離婚の原因により、かつての夫婦は円満な子の監護のための共同作業が非常に難しい状況となっているのが現状。
- ・子どもは、関係が良好ではない両親の狭間にあって葛藤が生じ、子どもにとって大きなストレスになる。

- ・離婚後の親の意見対立が、子どもの養育にかかわる方向性に影響しないよう方策を講じる必要があり、離婚後の親子関係のあり方を議論するには、家族や親子の状況が多種多様であることを前提に検討する必要がある。

### 【養育費】

- ・離婚時に父母の間で養育費などに関する協議をすることとなっているが、十分に理解がされていない現状がある。
- ・親それぞれの感情や過去のできごとに振り回されることが多く、そのため子の権利は置き去りにされることが少なくない。
- ・DV等の理由で協議できない父母がいることに配慮する必要がある。

#### ○養育費確保の仕組みとして考えられること

- ・養育費を支払うべき親に、責任・義務を自覚させる。
- ・相手と協議できない場合の権利を保護する仕組みを作り、また養育費の協議・請求の裁判手続きの簡略化、迅速化が重要である。

#### ○行政上の措置としての支援提案

##### 養育費を支払いやすくする支援

- ・養育費支払い分の所得控除
- ・行政の立て替え払い制度
- ・養育費無利子貸付金（貸付金は直接受け取る側へ支払う）

##### 養育費を受け取る側への支援

- ・児童扶養手当算定時に養育費の一部を所得に加算しない。

- 離婚の理由は様々であり、離婚後の父母による子どもの養育への関わり方については個々の事情により選択できる環境整備をいただき、子どもの利益が確保できる議論を進めていただくことを希望する。